

2026A 日程 出題趣旨

憲法

本案は、かつての尊属殺人罪（刑法旧200条）に着想を得た事例設定であり、本案が憲法14条1項に違反するか否かが問われる。最高裁昭和48年4月4日大法廷判決は、尊属殺人罪を違憲であると判断したが、多数意見は尊属報恩という法目的を合理的としながらも、刑の減軽を経ても常に実刑となる刑法旧200条の法定刑が重すぎることを問題とした。他方、別の裁判官からは、尊属殺人について特別の規定を設けること自体が身分制道德の見地から問題であるとする意見もついていた。本案をめぐっては、精神的、肉体的に未熟な子を親から守るという意味で、刑法旧200条とは異なる法目的の規定として論じることできる一方、法定刑について通常殺人との差を設けることが憲法14条1項に違反するのではないか、といった主張も可能である。他方、かような法目的が合理的であるとした場合に、刑法旧200条とは異なり執行猶予がつけられるとなれば、昭和48年判決の論理のように、これを（それほどまでに厳罰ではないとして）正当化できるといった結論を導くことも可能である。いずれの立場にしても、言及すべき上記判例を踏まえそれぞれに対する反論ができることが求められる。

刑法

本問は、いわゆる対物防衛事例を素材に、違法阻却事由である正当防衛や緊急避難に関する条文解釈と基礎的知識、その前提となる違法性そのものの理解を問うものである。刑法35条による法秩序の統一性からのアプローチを含め、いくつかの見解が示されているところ、それらの包括的な理解と相互比較の観点からの勉強が意識づけられているかを確認する趣旨である。

民法

第1問

（1）錯誤を題材に、条文および判例の理解を問う基礎的な問題。条文の「重要なもの」に関する判例の理解を正確に示すことが期待される。

（2）詐欺及び代理を題材に、条文及び代理制度の理解を問う問題。債権法改正時に整理されたテーマであり、条文の表面的ではなく、根本的な理解が期待される。

第2問

抵当権を題材に、抵当権及び判例に関する理解を問う問題。妨害排除請求が認められる場面の要件を正確に示すこと期待される。

第3問

具体的事例から法的な問題解決にふさわしい制度・条文を指摘した上で具体的な結論を問う問題。弁済の場面であるから478条を選択した上で、適切に論じる事が期待される。

商法

本問は、株主の議決権に関する理解を問うことにより、法科大学院既修者コースの履修の前提として要求される専門的知識及び論述能力等の資質を適確かつ客観的に判定するものである。議決権について定めた会社法の規定を理解した上で、設問に応じて適切に論述することが求められる。

民事訴訟法

第1問

処分権主義の意義（訴訟の開始、審判の対象・範囲、判決によらない訴訟の終了に関する決定を当事者に委ねる考え方）及び民事訴訟法において処分権主義が妥当する根拠（私法の領域で妥当する私的自治の原則は民事訴訟においても妥当する）をあげたうえ、訴え提起の場面において処分権主義がどのように現れるかを問う問題である。

訴え提起の場面における現れとして、訴えの提起は、原告が裁判所へ訴状を提出してしなければならない（134条）、原告の訴状提出により訴訟が開始されること、訴状には、「請求の趣旨及び原因」を記載しなければならない（134条2項2号）、これをもって審判の対象（請求）の特定がはかられること等を指摘することが望まれる。

第2問

（1）裁判上の自白の意義（標準的には、相手方の主張する自己に不利益な事実を認めて争わない旨の陳述をいい、口頭弁論（準備的口頭弁論も含む）または弁論準備手続においてなされたものとされる）を説明したうえ、Yの陳述「確かに300万円を借りた」が裁判上の自白に該当するかを論じることが求められる。裁判上の自白に該当するかの検討に際しては、Yの「確かに300万円を借りた」が、「相手方の主張する自己に不利益な事実」であるか、同陳述が「口頭弁論（準備的口頭弁論も含む）または弁論準備手続」でなされたものであるかなどを丁寧に検討することが望まれる。

（2）裁判上の自白の効力には、証明不要効（民訴法179条）、審判排除効（弁論主義第2原則～一般に主要事実に限られると考えられる）、撤回禁止効があるとされる。（なお、撤回禁止効の根拠については、禁反言を根拠とする考え方と、審判排除効を前提として、証拠散逸・審理の混乱をもたらすおそれがあることを根拠とする考え方がありうる）

（3）（2）の解答を前提にすると、Yは自白を撤回できないのが原則である。撤回が許される場合として、①相手方の同意がある場合、②自白内容が真実に反し、かつ錯誤に基づく場合（なお、判例は、反真実の証明があった場合には、錯誤に基づくことが事実上推定されるところ）、③刑事上罰すべき他人の行為によって自白がなされた場合をあげることができる。

刑事訴訟法

現行刑事訴訟法の基本原理である弾劾主義及び当事者(追行)主義について、対立する原理と対比して、その意義及び両者の関係を論じさせるとともに、当事者(追行)主義との関係で、起訴状一本主義や訴因変更命令の法的根拠及び趣旨を述べさせ、当事者(追行)主義の抽象的理解や表層的理解にとどまらない深い理解力、具体的な条文の抽出・運用力、思考力、論理力等の能力を問うものである。

小論文

小論文試験は、長文の読解と、それに対する分析能力、思考能力、論述能力等、法科大学院における履修の前提として要求される資質の有無を見極める論述式試験である。今回は、国家の権威と個人の選択及び行動について述べた著書を素材に出題をした。第1問は、文章全体の要約を求める問題である。解答に際しては、文章中に出てくる各項目を文章に登場する順番に並べるのではなく、各項目が文章中でどのような位置付けを有するのかを意識しながら自分の頭で整理し直して論述しなければならない。第2問は、文章中に登場する特定の概念と関わる具体例を挙げることを求める問題である。解答に際しては、文章中に登場する「共通のものさし」というキーワードを意識して、解答者自身が具体例として挙げたものが具体例としてふさわしい理由を説明しなければならない。第3問は、引用されている文章の後に続く内容を推測することを求める問題である。解答に際しては、設問文の条件を手がかりにしながら、文章全体を通じて著者が述べようとしていることを的確に捉えて論述しなければならない。